

検査指摘事例集

～公認会計士の社会的期待～

公認会計士・監査審査会
会長 友杉 芳正

要 点

(1) 公認会計士・監査審査会の役割

1. 公認会計士・監査審査会の設立・組織
2. 公認会計士、監査法人に対する審査・検査

(2) 公認会計士への期待

1. 不正事件の巧妙化と職業的懐疑心
2. あるべき公認会計士像

(3) 監査を巡る国際的動向

1. ECグリーン・ペーパー、IAASB、PCAOB
2. 監査政策論の台頭

1. 公認会計士・監査審査会の組織

(1) 公認会計士・監査審査会は平成16(2004)年4月に設置

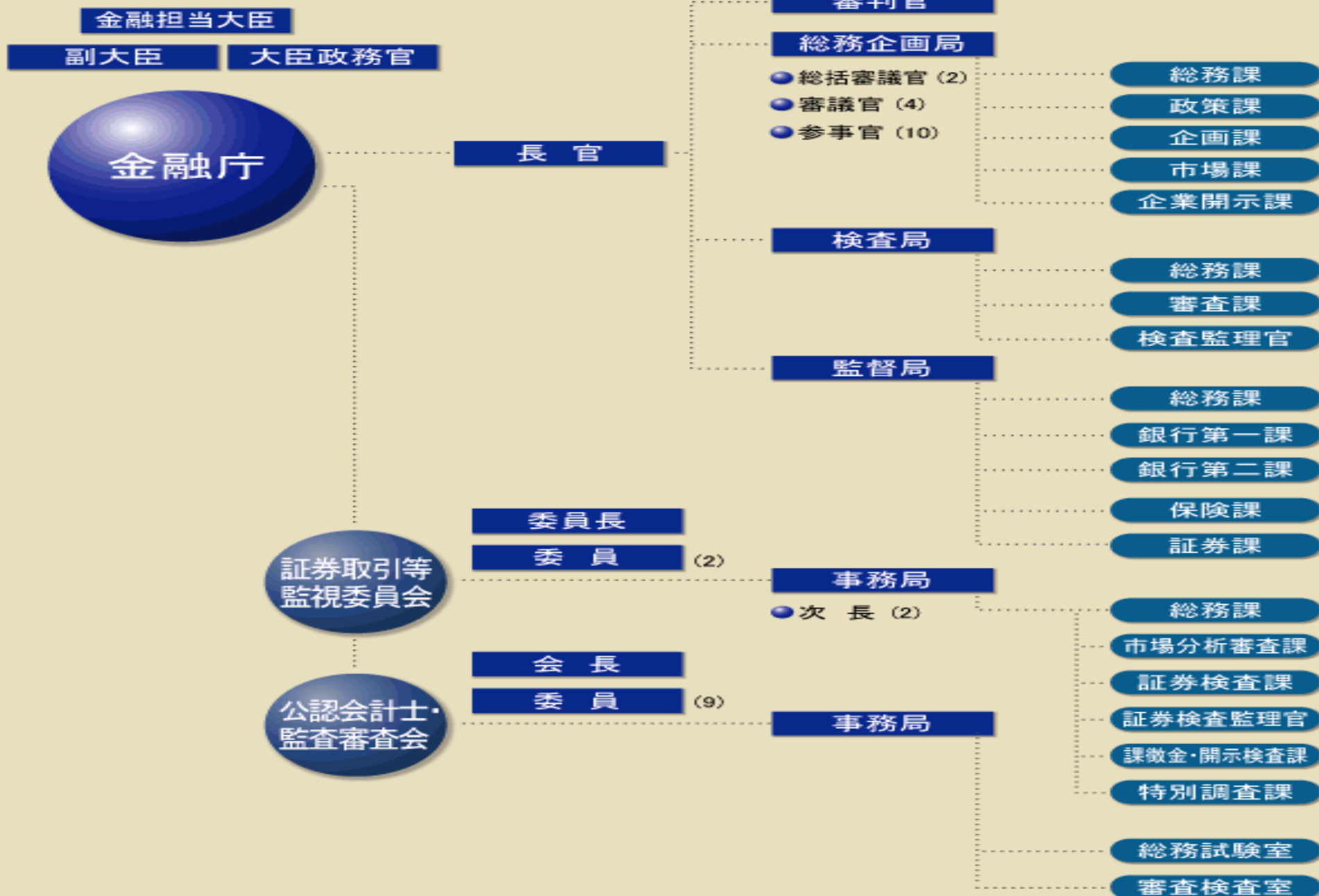
(2) 公認会計士・監査審査会 ⇒ 会長1名、委員9名(常勤委員1名、非常勤委員8名)の計10名で構成。 会長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。 会長及び委員は、在任中、その意に反して罷免されない。

(3) 事務局 ⇒ 事務局長、総務試験室、審査検査室で構成

(4) 総務試験室 ⇒ 公認会計士試験の実施、公認会計士等の懲戒処分の調査審議、事務局全体の総合調整

(5) 審査検査室 ⇒ 監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査・協会の事務の適正性についての審査、監査法人等及び外国監査法人等並びに日本公認会計士協会に対する検査。

● 金融庁の組織 ●



公的監視規制の強化

(1)「私的自治＋公的監視規制」による「総合監視」へ

1. 企業不祥事の予防、財務情報の信頼性の強化に向けて、**監査基準が改訂**される。
 2. さらに、監査人による **審査チェック** が加わり、監査の失敗をなくし、監査品質を高める。
 3. 監査の厳格化を求め、**行政機関の検査・勧告・指示が加わり(監査の品質管理向上)**、監査の信頼性の確保へ。
-

(2) 企業不祥事の発生と監査対応の流れ

1. 監査基準の改訂・強化
2. ピアレビュー（peer review）の採用
3. **公的監視規制の導入**

監査品質の向上

2001年の米・エンロンの破綻等の不正会計事件を契機として、監査品質の確保・向上を図るため、世界各国で、**監査業界から独立した**監査監督機関が設立された。

アメリカの直接方式 => **直接コントロール方式**

アメリカの「公開会社会計監督委員会」(**PCAOB** : Public Company Accounting Oversight Board) は、「**企業改革法 (SOX法)**」に基づき、**2002年**に設立された非営利法人。SECが監督。エンロン事件が契機。 => 上場会社を監査する監査事務所の**登録**、監査基準、品質管理基準、倫理・独立性規則等の**設定**、監査事務所に対する**検査** (大手監査事務所は毎年、その他は少なくとも3年に1回)、監査事務所等に対する**調査、懲戒処分 (登録の抹消・停止、制裁金、改善勧告)**。

公的監視規制方式

日本は間接コントロール方式

日本では、西武鉄道事件、カネボウ事件などにより、公益保持・投資者保護のため、**JICPAの品質管理レビューを前提に**、公認会計士監査の**品質管理レビュー報告をチェック**することになり、**勧告権のみで、監督権は金融庁長官にある。**
＝ 平成16（2004）年4月に、**公認会計士・監査審査会** (Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board: CPAAOB) が、金融庁に設置された。

公認会計士・監査審査会の3つの役割遂行

- (1) 日本公認会計士協会が実施する**品質管理レビュー**に対する**審査、検査**
- (2) **公認会計士試験の実施**
- (3) 公認会計士等に対する **懲戒処分等の調査審議**

品質管理レビューに対する審査・検査

- (1) 「日本公認会計士協会」による「品質管理レビュー」の実施を前提に、審査会の「審査・検査」が行われる補完形態。=>「自主規制」の「私的コントロール」に対して「公的規制」の「公的コントロール」が課せられる「二重チェック・システム」。
- (2) 審査会の職務権限は公認会計士法で規定=>監査の公正性を確保するため、報告・検査は「公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるとき」に、「検査権限」は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」とされ、「摘発性・批判性」ではなく「教導性・指導性」に重点。
- (3) 審査会の「審査・検査」の要点は5点である。=> 監査法人等が表明した「監査意見」そのものの適否を見るのではないこと、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠した監査業務がなされているかを確認すること、日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」の一層の機能向上を図ること、監査事務所の業務の適正な運営の確保を図ること、「監査品質を高める」こと、を目的とする。

審査・検査プロセス

(1) 日本公認会計士協会による品質管理レビューの報告受理を前提に、審査、検査に入る。 ⇒ 上場会社監査事務所登録制度（平成19年度から）、フォローアップ・レビュー（平成19年度から）、再フォローアップ・レビュー（平成20年度から。改善が不十分な場合）等。

(2) 審査

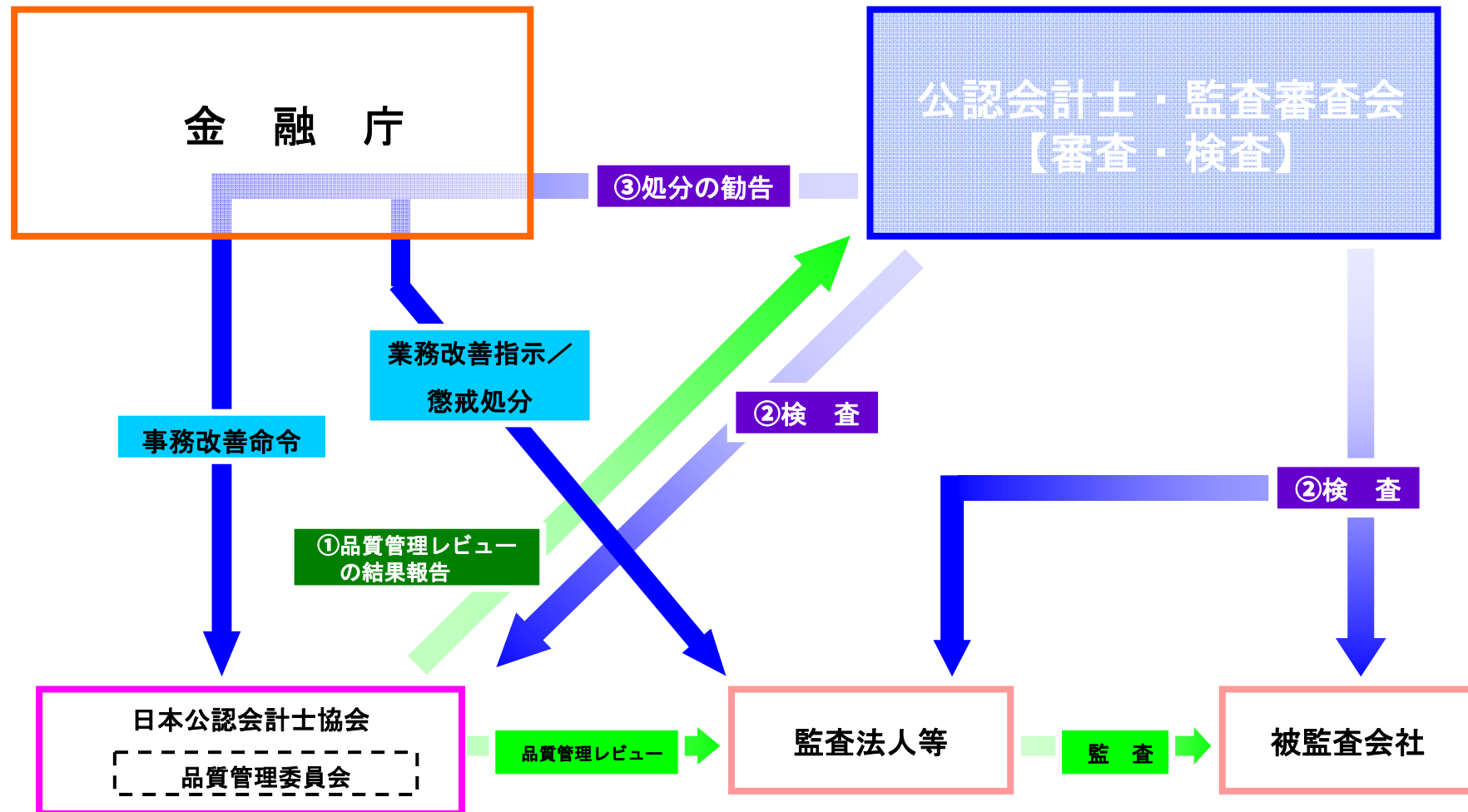
1. 協会の品質管理レビューの運営の適切性の審査
2. 監査事務所による監査業務の適切性の審査

(3) 立入検査

1. 協会への検査
2. 個別監査事務所への検査
3. その他の被監査会社への検査

(4) 金融庁長官への行政処分の勧告

「品質管理レビュー」に対する審査及び検査



審査・検査の実施状況、勧告

審査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	94	140	139	131	120	83	99

検査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	4	12	16	11	6	7	9

金融庁長官への勧告

		H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数		4	3	5	1	1	1

審査・検査の基本指針・基本計画

(平成23年3月30日改定)

(1) 基本指針の視点

1. 公益的立場に立ち、**監査の品質の確保・向上**、**国際的動向への積極的対応**
2. **国際的動向への積極的対応**
3. **内外に対する情報発信**

(2) 基本指針の目標

1. **協会の品質管理レビューの一層の機能向上**、**監査事務所、外国監査法人等における監査業務の適正な運営の確保**
2. **監査事務所、外国監査法人等における監査業務の適正な運営の確保**

(1) 大規模監査法人等への検査計画

1. 監査対象上場会社企業100社以上、又は常勤監査実施者1000名以上は、原則実施、
2. 監査対象として、比較的多数の上場会社

(2) 中小規模監査事務所への検査計画

監査契約の締結、業務管理態勢の整備、品質管理レビュー後の改善への取り組み等の検証

検査指摘事例集

平成23年7月

- (1) 検査における主な指摘事例の公表
 - (2) 監査事務所による自主的取り組みの期待
 - (3) 説明会、情報発信の強化の方針
-

大規模監査法人とその他(中小監査法人)の検査指摘の
主な項目

⇒ 1. 業務管理体制、2. 職業倫理および独立性、3. 監査実施者の採用・教育・評価等、4. 監査契約の締結・更新、5. 監査業務の実施、6. 監査調書、7. 監査業務の審査、8. 品質管理システムの監視、9. 共同監査の不備、不十分による監査品質の維持向上問題

中小監査事務所 ⇒ 基本的には、人員不足。複雑化した大量の監査基準等が要求する要件を充足することが難しく、責任者の割り当てなどに苦労する。⇒ 少人数でも立派に運営している事務所もある。やればできると言わざるを得ない。使命感、責任感の持ち方次第の問題か？

2. 最近の不正の巧妙化と監査

- (1) シニアコミュニケーションの粉飾事件 ⇒ 公認会計士は、なぜ見抜けなかったのか？ ⇒ 監査人が確認書をポストに投函後、待ち伏せていて、集配人に間違って投函したとして回収し、自己に都合のよいように記入して投函し、監査人がそれを受け取った。⇒ 信書開封罪。職業的懐疑心の拡大へ？
- (2) 林原(トレハロース、インターフェロンなどの製造)の長期間の粉飾 ⇒ 架空の売掛金、簿外債務の存在。会計監査人監査を受けず。監査役監査は無機能化？
- (3) 巧妙化する不正取引 ⇒ 会社ぐるみ不正、支店・子会社などの小規模化不正、粉飾動機が時価総額の吊り上げ・株価下落防止、架空循環取引による売上増、不公正ファイナンスなど ⇒ 内部統制監査・四半期レビューによる早期発見、通報制度、内部告発で防止 ⇒ 巧妙化する不正発見の困難性増す。

会計監査人監査の未設置

1. 会社法(第328条、第436条)では、大会社(資本金5億円以上又は負債額200億円以上の株式会社)に**会計監査人監査が義務付け**られている。
2. 非上場会社のうち、大会社において、会計監査人監査の**未実施が見受けられる**。
3. **平成23年8月29日**、日本公認会計士協会は全国銀行協会に対し、「会社法監査への適切な実施について」を発表し、金融機関は与信先が会社法監査の対象となる場合、**会計監査人設置の有無の確認に留意すること**を要請した。⇒ 全国銀行協会は、**8月31日**、会員の融資業務担当者に対し、会社法監査の適切な実施に係る注意喚起を依頼した。
4. 第976条では、未設置には、**過料100万円以下**という罰則が設けられている。⇒ **経営者の社会的責任の遂行、コンプライアンスの遵守以外に、違法状態の解消へは増額、罰則強化は無理か？**
5. 大会社の法令遵守が進むと、監査契約リスクの観点から、**監査受嘱者の監査品質が充分であるか**の把握が重要となる。

循環取引不正と監査

(1) 2011年9月15日、JICPA会長通牒「**循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について**」を発表した。

＝> 「金融商品取引法における課徴金事例集」(平成23年6月証券取引等監視委員会事務局)によれば、開示書類の虚偽記載に対する課徴金の勧告事案が増加し、課徴金納付命令の開示企業数の増加している。

平成18年	19年	20年	21年	22年
5件	9件	16件	9件	17件

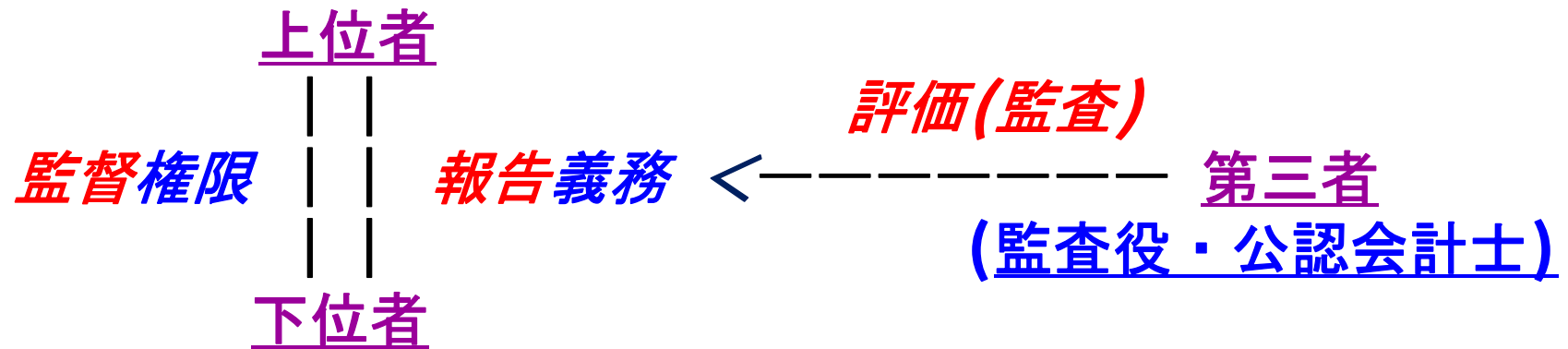
(2) 公認会計士が見抜けなかった責任を問う訴訟増加の懸念

1. **偽装された循環取引の発見の困難性の指摘**
2. **証券取引等監視委員会の検査のような権限がない指摘**
3. 「**マニュアル化**」と「**形式的な対応**」に終始している指摘

(3) 監査人は、**正当な注意を払ったにも関わらず、不正を発見できなかった説明が必要！** ＝> **説明責任を果たす必要**

監査の原点

3 人(上位者・下位者・第三者)の存在が前提#



- ・ 監督 機能は「ライン機能」のため「支配命令是正権」
- ・ 監査 機能は「スタッフ機能」のため「助言・勧告権」
=> 監査には司法捜査権、監督権はなく、指導性が理念
- ・ 第三者性 は「独立性」と「専門性」の2要件が必要

公認会計士と不正

- (1) **インサイダー取引関与** ⇒ 監査法人のCPAに業務停止1年3月。金融商品取引法違反で、課徴金118万円の納付命令など、公認会計士によるインサイダー取引事件などがあった。
- (2) 最近の不正事例として、公認会計士自らが関与する不正ファイナンス、経理顧問として不正関与などがみられる。
⇒ 監査人は**誰のための監査か**(**経営者ではなく、投資者のため**)を認識し、不正への関与では、「**不正行為は、他人に正々堂々と話せますか？**」が判断基準。
- (3) JICPAより「**監査提言集**」として「**監査手続実施に際しての留意点**」が発表されている。 ⇒ **監査人の経験不足、監査基準等の知識不足、重要事象の注意不足、監査リスクの重要性認識不足**などによる**不正未発見が多い**。

監査人への期待

普通会計士・未熟会計士・悪徳会計士の3分類

1. 期待される「普通会計士」としての監査人は、職業的専門家として、監査品質を高めるため、重要な監査手続の実施、正当注意義務の水準・職業的懐疑心の保持など、切磋琢磨し、良識品位品格を確保する⇒「さすが会計士さん！」の評価を
2. 品質不良の「未熟会計士」にならないレベルアップ努力・継続的専門研修(CPE)が必要 ⇒ 監査品質の不良・未熟さを自覚し、自助努力が必要⇒公認会計士による品質不良行動が社会的地位を下げることになるため、審査の充実が重要。
3. 確信犯的な「悪徳会計士」を排除する必要⇒倫理観を堅持し、誘惑に負けないコンプライアンス遵守が重要 ⇒ 職業的専門家の自覚要請、罰則強化、監査業界からの追放？
4. 公認会計士法 第1条（公認会計士の使命）の遵守！

3. 監査の国際的動向

1. **欧州委員会(EC)**が「監査に関する施策 ― 金融危機からの教訓」に関する市中協議文書「**グリーン・ペーパー**」(**2010年10月13日発表、まとめは2011年11月頃**)を発表した。⇒ 金融危機において、監査人が適切な役割を果たしていなかったのではないかと、欧州で言われた懸念を受け、**法定監査人の役割・制度の見直し案**を発表した。
2. **国際監査・保証基準審議会(IAASB)**は、**国際監査基準(ISA) 見直しの「監査報告の価値の向上 ― 変更に向けた選択肢の模索」**の協議文書(**本年5月16日公表9月16日まで**)を発表した。⇒ **大手機関投資者グループから、投資判断に必要な情報と監査済財務諸表を通じて得られる情報の差異(情報ギャップ)**があるため、監査報告のあり方が提案された。
3. **米国のPCAOB**は「**監査報告書の見直し**」(**2011年6月21日発表、コメントは9月30日**)、「**法定監査人の独立性および監査法人の交代制**」(**8月16日発表、12月14日**)のコンセプト・リリースを公表した。⇒ **金融危機後、投資者から監査報告書上で監査に関する具体的情報を含めるべきと主張がなされ、監査人による情報提供を充実させる是非について提案した。**

国際的動向のまとめ

1. 監査法人の寡占化批判の解消⇒大手中小共同監査案
2. 監査法人の強制ローテーション(10年)・監査業務のみに特化、監査法人の選任・監査報酬の独立規制機関による決定案
3. 標準監査報告書の充実化⇒情報ギャップ解消のため、記載内容を増やし、現在の「監査結果のみの記載」から「監査判断のプロセス記載」方式案へ
4. 監査論では、「理論と政策の分離」が始まり、「監査理論の精緻化」と「監査政策の実現可能性」の世界に突入した。
5. グローバル・ネットワーク社会では、国際的監査制度の改正の動きが日本に影響する。⇒監査人の監査責任が厳しく問われ、訴訟リスクの増大⇒会計士受難の時代(?)を乗り切るため、自己防衛上、監査の機能と限界の明示、期待ギャップの解消、職業的懐疑心の保持、説明責任の遂行が重要

要望！

グローバル社会への進展を
意識し、プロとして、監査対応
を見誤ることなく、戦略的・効
果的に監査を実施することを
強く要望いたします！